

令和4年6月定例会

コロナ禍における市職員の労働実態と公務災害認定についての質問

- ・コロナ禍における市職員の労働実態と公務災害認定について

◆27番（井澤毅君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、コロナ禍における市職員の労働実態と公務災害の認定について、順次質問させていただきます。

2020年1月16日、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから2年数か月がたちました。これまでに感染者数は900万人を超え、3万人を超える方が亡くなっています。まさしく大災害です。

また、飲食等の歓談の場やリフレッシュの場となる旅行も規制されるなど、様々な制限の中での生活は、人と人との距離を引き離し、人間関係にも影響を及ぼし、感染に対する不安やストレスにより体調を崩している人が多いということは、様々な調査から明らかになっています。

そして、自殺者も増加しています。2010年以降、10年連続減少していた自殺者数が、新型コロナウイルスが流行した2020年7月以降、増加に転じてしまったとのこと。

横浜市立大学と慶應義塾大学の共同研究グループのデータ解析によると、2020年度の自殺件数は、過去10年の実績に基づく予測値より男性で17%、女性で31%増加し、特に20代女性の自殺率は72%増加したとの研究結果が報告されています。

このことは、昨日の飯島伴典議員の質問への回答からも、上田市においても同じ傾向であるということが分かりました。そして、コロナ禍では、著名人の自殺も相次いでいます。こういったことも、自殺者の増加に影響を及ぼしていると言われてしています。

いずれにしましても、長引くコロナ禍は、人の心と体に計り知れないストレスを与えていることは紛れもない事実です。

また、総務省が行った全国調査によると、第4波の昨年4月から6月に感染者への対応などで残業や休日勤務の時間が月間上限を超えた自治体職員は、3か月間で延べ11万6,675人に上ったとのこと。2年以上にわたるコロナ禍で、感染者対応に加え、ワクチン接種や給付金支給などの業務に携わる自治体職員の苛酷な勤務状況が明らかになりました。

そこでお伺いします。コロナ禍以前とそれ以降の上田市職員の時間外勤務の状況と有給休暇の取得状況はどうか。

また、変化があった場合はその要因は何か。以上お伺いし、最初の質問とさせていただきます。

◎総務部長（倉島弘一君）

ご質問に答弁させていただきます。

職員の時間外勤務につきましては、令和3年度において新型コロナウイルスワクチン接種

事業が開始され、全体として増加傾向にございます。ワクチン接種事業を含めると、令和2年度と比較して約1.23倍となっております。

また、感染拡大前の令和元年度との比較におきましても約1.10倍となっております。一方で、ワクチン接種事業の時間外勤務を除くと、令和2年度比で約0.96倍、令和元年度比で約0.85倍となり、コロナ禍以前とそれ以降の変化といたしますと、通常の事業につきましては令和2年度、3年度ともに感染拡大で対外的な事業が中止となったことなどにより、時間外勤務が減少傾向になったと捉えております。

また、部署ごとに分析してみますと、特に新型コロナウイルス感染症対策室においては、感染が流行し始めた令和2年度と比較しても4倍超の時間外労働時間となっております。

多くの職員が新型コロナウイルス感染症対策室と兼務になっている健康推進課においても約6倍となっており、ワクチン接種事業が時間外勤務の増加の大きな要因と考えられます。

続きまして、職員の年次有給休暇の取得状況について申し上げます。

年次有給休暇につきましては、特定事業主行動計画における取組の実施状況の公表により毎年公表しております。

近年の推移で申し上げますと、平成30年の平均年休休暇取得日数は9.0日、令和元年も同じく9.0日、令和2年が9.5日となっており、大きな変化がない状況でございます。

また、令和3年につきましては、速報値でございますが、9.5日となっております。休暇の取得日数につきましては、特定事業主行動計画で令和6年までに取得日数を14日以上とするという目標を定めており、徐々にではありますが、増えてきておりますので、一層の取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染濃厚接触及び休校等に伴う子の看護については有給の特別休暇としていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大に関して年次有給休暇の取得に大きな変化が生じなかったものと考えております。以上でございます。

◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。時間外勤務については、やはりワクチン接種事業により大分4倍、6倍といった形で増えているということがよく分かりました。

また、有給休暇については、過去の議会での答弁と比べると、若干ではありますけれども、これも増えているということで、これはよかったなと感じております。

次に質問に移らせていただきます。令和4年3月29日付で総務省安全厚生推進室長から、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の取組の推進等についての通知が出されました。その中で、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協議が毎年行っている地方公務員健康状況等の現況の調査によれば、メンタルヘルス不調による休務者は、10年前の約1.5倍、15年前の約2.1倍となっているとのことでした。

また、総務省が全国約96万人の自治体職員に行った令和2年度の地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査では、メンタル不調で休務した自治体職員は2万1,676人、

職員 10 万人当たり 2,250 人と報告されています。そして、休務者の約 3 割が年度内に復帰することができず、12.5%の方はそのまま退職されているとのこと。また、9 割を超える団体が、重点的に対策すべきと思う職員がある、メンタルヘルス対策等について困っていることがあると回答し、約 8 割の団体がメンタルヘルス不調による休務者の増加傾向があると受け止めていることが分かりました。

そこでお伺いします。上田市職員のコロナ禍前とそれ以降の長期病休者数はどのくらいか。そのうち取得理由が、新型コロナウイルス感染症によるものはどのくらいか。また、コロナ禍におけるヘルスケア、メンタルヘルス対策はどのように行っているか、以上お伺いします。

◎総務部長（倉島弘一君）

職員の長期療養休暇の状況から申し上げます。

令和 4 年 3 月に開催した安全衛生委員会において報告した長期病休者の状況を基に、傷病等により療養休暇または休職日数が 30 日以上の方を見ますと、令和 3 年度は 39 人となっております。そのうち傷病の分類において精神及び行動の阻害が 21 人と最も多くなっております。

また、長期療養休暇取得者数の年度の比較で申し上げますと、令和元年度が 22 人、令和 2 年度が 25 人となり、全体的に増加傾向となっております。これは、大きな課題ではありますが、全国的に見ても同様の傾向となっており、上田市だけの特殊な状況ではないと捉えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行が始まりました令和元年度から今までにおいて、当感染症による長期療養休暇を取得した者は、総務課で把握している限りはございません。感染及び濃厚接触により休暇を取得した全ての職員が、市で定めた待機期間での療養を終え、復帰している状況でございます。

新型コロナウイルス感染拡大に対してのメンタルケアでございますが、産業医や産業カウンセラーによる面談、総務課保健師による相談を実施しているほか、保育園長や新規採用職員に向けてメンタルヘルスに係る研修を実施する中で、コロナ禍における健康保持について説明する機会、こちらを設けるようにしております。以上でございます。

◆27 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。長期病休者数、令和元年 22 人から徐々に増加傾向ということで、現在令和 3 年度の実績だと 39 人という報告がありました。

取得理由が、新型コロナウイルス感染症の方はいらっしゃらないということです。これはまた後ほど質問させていただきますけれども、いずれにしても全庁的に取り組む体制の構築は大事だと思いますので、よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。上田市職員の新型コロナウイルスへの感染については、上田市メー

ルで伝えられています。特に今年に入ってから、市内の感染者数の増加に伴い、毎日のように届くメールを見ては心配をしていました。

そこで、お伺いします。上田市職員の新型コロナウイルスの感染者数はどうか。特に感染者が多い部署に特徴はあるか。また、新型コロナウイルスに感染した場合の休暇の取扱いはどうなっているか、その平均日数はどうか、以上お伺いします。

◎総務部長（倉島弘一君）

職員の感染者数等につきましてご質問いただきました。

職員における新型コロナウイルスの感染者数について申し上げます。

感染者数につきましては、感染が始まった令和2年から令和4年5月末日までの集計で116人となっております。特に令和4年1月以降、感染力が強いとされるオミクロン株の急拡大を受けて、上田地域での感染者数に比例して職員の感染も急拡大し、その期間だけで101名となっております。

感染者数の多い部署といたしましては、健康こども未来部が職員の感染者のうちの約47%を占め、最も多くなっております。次いで、教育委員会が約16%、福祉部が約7%という状況でございます。

感染者の多い部署の特徴といたしましては、市民、特に子供との接触の多い職場という特徴があろうと思いますが、全ての部局の中で健康こども未来部、教育委員会は、それぞれ所属する職員も1番目、2番目に多く、職員数に比して感染者数も多いという傾向にございます。また、感染経路がはっきりしているものでは、家族、知人から罹患するケースが多いことから、部署の業務の内容が、すなわち感染者数の多い部署とはならないのではないかと分析しております。

次に、休暇の取扱いについて申し上げます。職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の休暇の取扱いにつきましては、長野県内で陽性者が発生し始めた令和2年3月5日に職員に向けて通知を発出したところでございます。

休暇の取扱いにつきましては、上田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第9条第1項及び第16条第1項による有給の特別休暇といたしました。この取扱いにつきましては、総務省が同年3月1日に発出した休暇の取扱いについての通知に基づきまして、国家公務員に準じた対応としたところでございます。

休暇の期間につきましては、当初は陽性が確認されてから治療を経て再度陰性が確認されるまでとしておりました。これは、市役所という特性を踏まえ、万が一にも市民の皆様へ感染を広げることがないように、厚生労働省が定める行動制限に上乗せして独自の待機期間を設けたためでございます。

令和4年に入ってオミクロン株の拡大を受け、陽性者数の急増に加え、発症までの期間が短くなったことから、職員向けの検査体制を整備した一方で、軽症または無症状の陽性者が増えたことを受け、またウィズコロナとして業務継続を進める方針として、保健所による待機

期間を経た後、10日間としていた独自待機期間を、感染状況に応じて徐々に短くしてまいりました。

最近、県内の感染も落ち着いてきたことから、6月からは独自待機期間を設けず、国、県と同様の行動制限としております。

実際に感染した職員が特別休暇を取得した日数は、平均して16.2日となっております。感染に伴う休暇日数につきましては、新型コロナウイルスの種類や感染状況などにより、また本人の症状等を加味して保健所による待機期間が定められていることから、職員によって差が大きくなっているという状況でございます。以上でございます。

◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。コロナ禍の様々な制限のある生活の中において、日常生活でも職員の皆さんは細心の注意を払って過ごされていることと思います。その中において、特定の部署でこれだけ多くの感染者が出ているということは、明らかに何か業務上の要因があるということは想像に難くないと思います。

昨年までの上田市メールには、職場や感染経過も細かく報告されていましたが、今年からはプライバシーの問題とか人数が多くなり過ぎたためかは分かりませんが、それらが記されていないので、その辺は知ることはできません。

そこでお伺いします。新型コロナウイルス感染者のうち、複数の感染者が確認された労働環境下での業務や市民との接触の機会が多い職場など、感染が業務に起因する職員数はどのくらいか。また、新型コロナウイルス感染者のうち、業務に起因し感染した職員は公務災害として取り扱われるのか、取り扱わないとすればその理由は何か、お伺いします。

◎総務部長（倉島弘一君）

市の職員の感染者のうち、職場内で感染が広がったと思われる事例があるかのご質問でございますが、感染経路の特定が非常に難しいことから、業務に起因した感染と判断することは大変困難であると考えております。

令和4年1月26日から27日にかけて、本庁舎1階において複数人の感染が判明した際には、1階フロア全員のPCR検査を保健所と市で実施しましたが、職場の感染が疑われる陽性者が出ることはございませんでした。

このほか職場において複数人の感染例があっても、長野県保健所により職場内の集団感染が疑われるような事例は、総務課では把握していないということでございます。

また、オミクロン株が急激に感染拡大した3月下旬から長野県保健所において感染経路を調査しないこととなり、市民との接触の機会が多い職場などを中心に、5月末までに延べ181人のPCR検査を市独自で実施してきておりますが、この検査におきましても職場内で感染が疑われる状況は確認できておりません。

続きまして、感染した職員に公務災害とするかについてでございますが、新型コロナウイ

ルス感染症の公務災害認定につきましては、令和2年5月1日付地方公務員共済補償基金補償課長通知におきまして方針が示されているところでございます。

この通知によりますと、医療従事者等以外の職員が感染した場合で、公務上の災害になると考えられる場合が2つ示されております。

1つは、感染経路が特定されたものについて、感染源が公務に内在していたことが明らかに認められる場合、2つ目として、感染経路は特定できない場合であっても、住民との接触が多い職場等においては公務により感染した蓋然性が高いと判断された場合、この2つの場合は、公務災害として取り扱われる可能性があるとのことでございます。

公務災害申請につきましては、被災職員の請求主義となっております、請求は被災職員の意思に委ねられております。基金において補償が可能な治療費等が存在し、その補償を職員が希望して初めて請求に至るものであります。

本市においても、この基本原則に基づき、基金からの通知に従いまして業務に起因して感染した職員については、職員の申請に応じて認定申請の手続を行うことになると考えております。

また、非常勤職員につきましては、勤務形態によって業務による災害の補償の形態は異なります。

しかしながら、非常勤職員であっても公務災害に該当する職員と均衡を失することがないよう、労災補償あるいは上田市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、こちらによりまして必要な補償の手続を適切に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。再質問したいのですが、ちょっと時間がなく、それは控えることにします。

先ほども言いましたとおり、昨年までの上田市メールには職場や感染経路も細かく報告されております。その中には、例えば同一職場の何百何十何例目との接触が確認されたためとか、何百何十何例目の濃厚接触者としてPCR検査をして、陽性が判明したということが明記されているのです。

そういったのが昨年までのものだと11例中4件、そういうことが明記されて陽性になっているという経過が書かれております。それは全て保育園勤務の職員さんなのです。

先ほども言いましたけれども、コロナ禍で職員の皆さん、それぞれ注意を払って生活している中で、1つの部署でこれだけ多くの感染者が出るということは、明らかに職場で感染したのではないかと。そういう今までのメールを見ても分かるのですけれども。同じ職場から同じ日に2人、3人と感染者が出たり、何日か続いて感染者が出ております。その辺は今のメールでは分からないのですけれども、その辺は想像するとどうしてもそういうふうになります。それはまたいろいろ確認していただければと思います。

今回の今までさせていただいた質問は、本当は市内の小中学校の職員さんについても実態を確認したくて、同じ質問をする予定でございました。

ですが、ほとんどの質問を市のほうでは把握できていないということで、私のほうで通告を残念ながら取り下げるに至りました。

コロナ禍において、教職員の皆さんの負担増は様々な調査で明らかになっているところです。

また、長時間労働などが背景にあるとされる教員不足は、さらに教職員の負担増につながり、しわ寄せは子供にまで及ぶこととなります。

上田市立の学校に勤務する教職員の勤務実態や健康状態を正確に把握することはとても大事なことであり、必要なことだと思います。県の職員でもあり、様々な壁もあるのかもしれませんが、改善していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

全国労働安全衛生センター連絡会議によると、これまでの労災認定では、荷物の運搬中などに突然腰を痛める災害性腰痛が年間約 3,000 件で最多であったのが、2021 年度は前年度の約 4 倍以上となる 2 万件近くに急増したのが、新型コロナウイルスの感染による労働災害の認定件数となっております。

新型コロナウイルス感染症は、最大の職業病となってしまいました。

また、労災支援団体では、労働者らが防災認定請求をしていないケースがあるとして、労災認定の可能性のある人への啓発を続けるべきだと訴えています。

市の職員の公務災害補償制度については、地方公務員災害補償法が適用されるわけですが、地方公務員災害補償基金に確認したところ、先ほど部長が答弁の中でありました、令和 2 年 5 月 1 日に出された新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いに沿っているということでした。

それは、新型コロナウイルス感染症の感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという特性に鑑みた適切な対応が必要であるために、調査により感染経路が特定されなくとも、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したものと認められる場合は、これに該当するものとして公務上の災害として取り扱うこととするという内容です。

市は、こういった内容を職員さん、ましてや感染された方に周知徹底しているのか、お伺いします。

また、新型コロナウイルス感染症は、世界で認知されてからまだ 2 年半程度しかたっていない、分からないことの多い感染症となっております。現段階では、コロナ後遺症の原因は不明であり、確立された治療法もまだないということです。

また、第 6 波は感染ピークを越えています、医療機関にはオミクロン株に感染した後の後遺症と見られる症状に苦しむ患者の相談が相次いでいるとのこと。地方公務員災害補償基金に確認したところ、公務災害の請求には時効がないということです。

ただ、治療費は 2 年以内、そして遅くなればなるほど認定はしづらくなるとのこと。

公務員災害の補償内容は、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償に加え、万が一のときの遺族補償、葬祭補償等があるわけです。

私は、職員さんのためにも公務に起因したと認められる感染には、過去に遡っての請求を行うべきと考えます。

そこでお伺いします。職員から意思表示があれば、公務災害の認定請求はできるのか。新型コロナウイルス感染症による公務災害の取扱いを今後どのように行っていくのかお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

◎総務部長（倉島弘一君）

公務災害の周知について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合にあっては、感染に関する報告等を所属長を通してやり取りをさせていただいておりますことから、公務災害補償についてもその中で説明をするなど周知を図っております。

また、職員労働組合に対しても、公務災害に関する説明をさせていただき、周知にご協力いただいているところでございます。

公務災害補償、通勤災害補償あるいは労災補償の認定請求につきましては、職員からの申出により行う制度となっておりますことから、職員からの申出がありましたら、国の指針等に基づき、適切に認定申請していきたいと考えております。

通常の公務災害でも同様ですが、まずは症状などを聞いた上で、申請に係る必要種類やメリット、デメリット等について説明し、職員が判断できるよう指示、支援してまいりたいと思っております。

一方で、新型コロナウイルスへの感染については、医療費が公費負担となっていることから、医療的な処置を受けたときの療養補償に関して対象となる費用が想定されない点、休業補償については特別有給休暇として100%の補償を行っており、公務災害の休業補償である給与枠の60%と比べ充実した補償がされている点など、必ずしも公務災害の認定を行う必要性が多くないと思われれます。

公務災害の認定については、2年間は遡って補償の請求が可能ですので、本人の健康被害や医療費の自己負担等が発生した場合、発生した段階でも、この期間があれば、ご指摘のとおり、請求することができます。

今後新型コロナウイルスに感染した職員が罹患後症状、いわゆる後遺症が発生することを見越して公務災害の申請をしておくということは、当然権利として考えられるとは思いますが、本人負担もなく、症状もないという中で、後遺症の可能性のみを理由に申請しても、認定に至るかどうかはそれぞれの事例によって異なってまいります。

地方公務員災害補償基金が公表している新型コロナウイルス感染症に関する全国の認定状況の資料によりますと、請求件数が全体で1,051件、うち公務上必要と認定されたものが914件となっております。この中には、医療従事者等が含まれておりますことから、一般職

員に相当する職員を含むその他の職員に限りますと、66 件の請求のうち公務上と認定されたものが 51 件という状況でございます。

公務災害の取扱いはどのように行っていくかということでございますが、職員の健康保持に向け、適切に健康診断やストレスチェックを受けていただけるように勧奨していくとともに、安全衛生委員会を通じて職員の健康の保持増進を図るための対策をまとめ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスへの感染はもちろんのこと、ワクチン接種の副反応、感染後のいわゆる後遺症など、日々の業務の中で健康を害する事態となった場合には、まずは適切な相談体制を確保し、メンタルケアを図るとともに、公務災害認定等の取扱いについては適切に対応してまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。